

東日本大震災に係る県税の特例

東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るための特例措置のあらまは、以下のとおりです。

個人県民税

1 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができます。

2 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

所有する居住用の家屋が震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別税額控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けることができます。

不動産取得税

1 被災した家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

震災により滅失・損壊した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該被災家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、それぞれ、被災家屋・被災家屋の敷地の面積分は課税されません。

2 警戒区域内家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

警戒区域内に所在した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を当該警戒区域の設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までの間に取得した場合には、それぞれ、警戒区域内家屋・警戒区域内家屋の敷地の面積分は課税されません。

3 居住困難区域内家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

居住困難区域に所在した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該居住困難区域に所在していた家屋・敷地の面積分は課税されません。

4 共同利用施設等に係る不動産取得税の免除

震災からの産業復旧・復興のため、令和8年3月31日までに被害を受けた家屋の復旧等に係る補助金または交付金（水産業共同利用施設復旧整備事業等）により法人が家屋を取得したときは、不動産取得税が免除されます。

5 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の不動産取得税の免除

復興整備事業の実施区域内の土地交換に関する権利を有する方が、平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、その復興整備事業の用に供するため、その土地に関する権利を被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、その交換により被災関連市町村の有する実施区域外の土地の所有権を取得した場合には、不動産取得税が免除されます。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割、自動車税種別割

1 被災代替自動車の取得に係る非課税

震災により滅失・損壊した自動車の所有者が、被災自動車に代わるものと認められる自動車を取得した場合

2 警戒区域内自動車の代替自動車の取得に係る非課税

警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わるものと認められる自動車を取得した場合

3 自動車持出困難区域内自動車の代替自動車の取得に係る非課税

自動車持出困難区域にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わるものと認められる自動車を取得した場合

〈1～3の非課税の期間〉

○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの取得分

○自動車税種別割

平成23年度から令和3年度までに取得した年度と翌年度分（平成23年度から平成24年度までに取得したときは平成25年度まで、平成25年度から令和2年度までに取得したときは、取得した年度とその翌年度分）

（注）上記の期間であっても、法定納期限から5年を経過した場合は、納めた税金の還付を受けることができません。

4 被災自動車に対する自動車税種別割の減免

震災により、自動車が損傷、交通途絶などの理由により運行することができなくなったと認められる期間が15日（損傷の場合は10日）を超える場合には、その自動車が運行することができなかったと認められる期間の月数分が減免されます。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除

宮城県では、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、認定地方公共団体の指定を受けた事業者が特定復興産業集積区域内において一定の施設または設備を新設または増設した場合において、法人事業税や不動産取得税などの税負担を軽減する制度を導入しています。

課税免除を受けようとする税目に関する申告期限までに、管轄の県税事務所へ申請してください。

- ・認定地方公共団体：復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体
- ・特定復興産業集積区域：仙台市（青葉区、太白区及び泉区を除く。）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

1 課税免除の内容

個人事業税・法人事業税

対象施設等を事業の用に供した日の属する年または事業年度の以後5か年の間の各年または各事業年度における所得または収入金額のうち、当該対象施設等に係るものとして以下により計算した額に対して課する事業税を免除します。

①電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得または収入金額×（対象施設等に係る固定資産の価額÷対象者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額）

②鉄道事業または軌道事業に係る所得金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×（対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数÷対象者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）

③その他の業種に係る所得または収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得または収入金額×（対象施設等に係る従業者（※）の数÷対象者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

※対象施設等に係る従業者

従業員の算定は、新増設した対象施設等に直接従事する従業者となります。

不動産取得税

対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を免除します。

- ・家屋については、認定復興推進計画に定められた復興事業の用に供されている部分についてのみ課税免除の対象となります。
- ・土地については、家屋の課税免除対象部分の垂直投影部分のみが課税免除の対象となります。
- ・土地について課税免除を受けるには、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象施設等である家屋の建設の着手が必要です。
- ・土地については、認定地方公共団体の指定を受ける前に取得したものであっても、復興推進計画の認定日以後の取得であって、他の条件を満たす場合には、課税免除の対象となります。

- ・東日本大震災復興特別区域法第40条第1項（新規立地新設企業5年間無税）の適用を受けるための指定要件である不動産の取得については、課税免除の対象とはなりません。この不動産について課税免除を受けるためには、当該不動産の取得の前に同法第37条第1項の指定を受ける必要があります。

固定資産税（県税に係るもの）

対象施設等である大規模償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後5か年度分について、大規模固定資産に対して県が課する固定資産税を免除します。

② 対象者

震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行うものとして、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者または法人です。

③ 対象要件

- ・認定地方公共団体からの指定を受けた後、令和6年3月31日までの間に特定復興産業集積区域内において施設または設備を新設または増設すること
- ・新設または増設する施設または設備が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項（特別償却または税額控除）、同法第10条の5第1項（研究資産の特別償却等）、同法第17条の2第1項（特別償却または税額控除）、同法第17条の5第1項（研究開発資産の特別償却等）または同法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける施設もしくは設備であること

④ 注意事項

東日本大震災復興特別区域法に規定する認定地方公共団体による認定書が交付された場合であっても、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項（個人：特別償却又は税額控除）、同法第10条の5第1項（個人：研究開発資産の特別償却等）、同法第17条の2第1項（法人：特別償却または税額控除）、同法第17条の5第1項（法人：研究開発資産の特別償却等）または同法第18条の4第1項（法人：再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受けることができないと判断された場合は、県の課税免除の適用も受けられません。

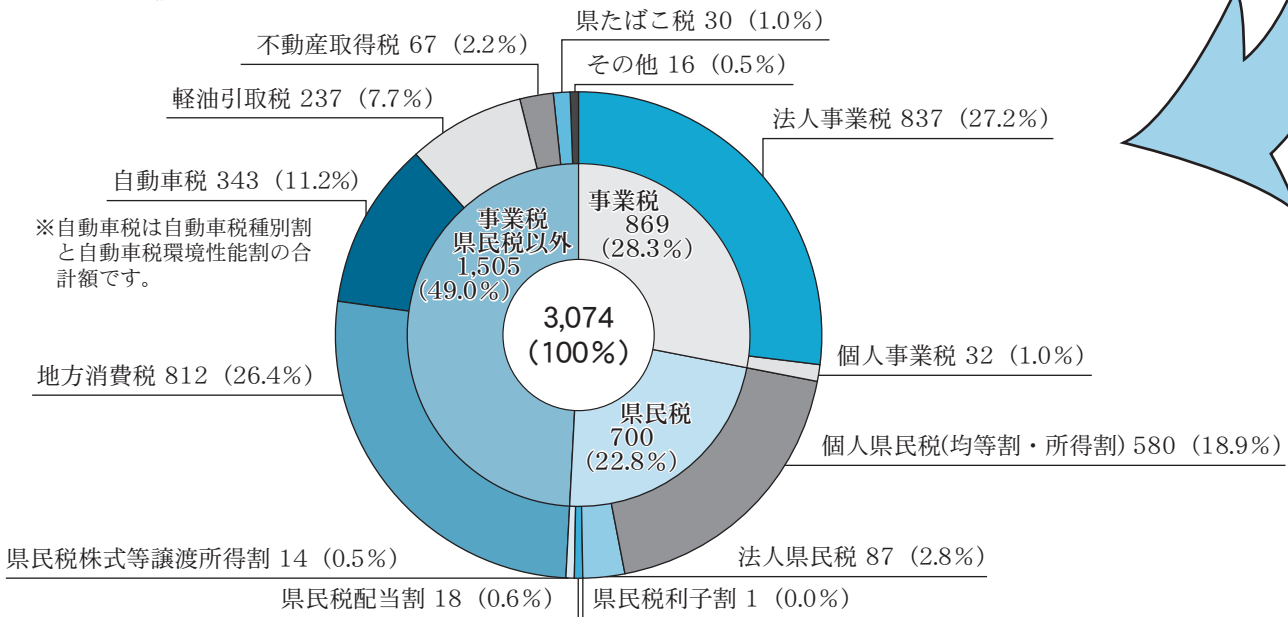
県の財政・県税収入について

■ 宮城県の歳入（令和5年度当初予算額）（単位：億円）

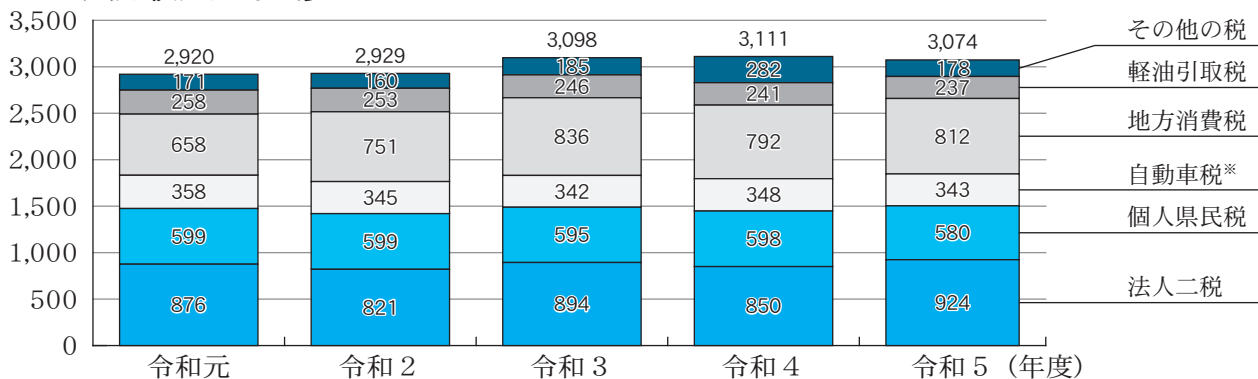
※単位未満を四捨五入しているため、合計や割合が一致しない箇所があります。



■ 県税収入の構成（単位：億円）



■ 県税収入の推移（単位：億円）

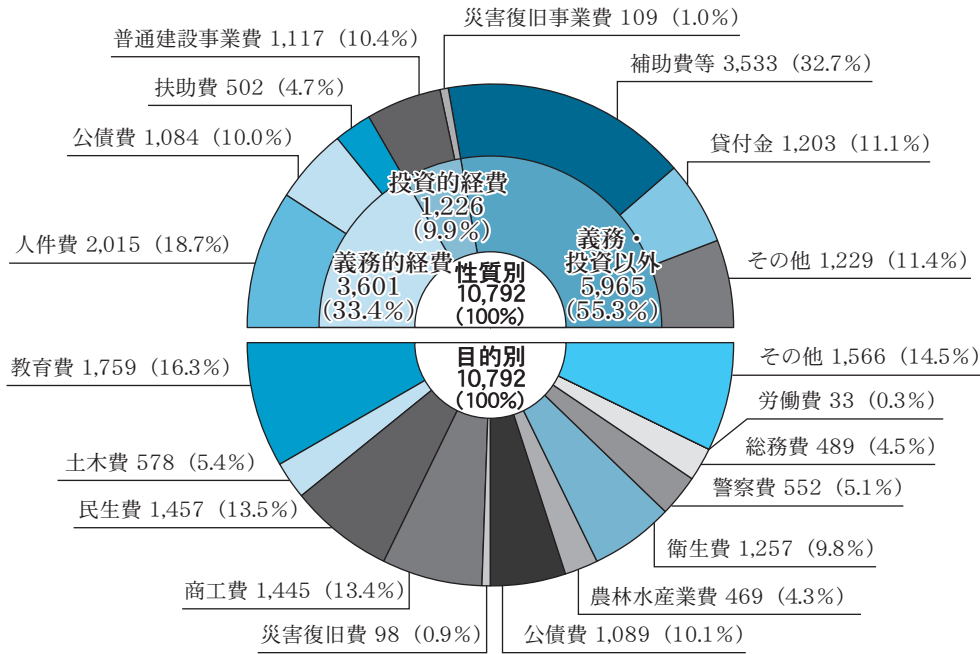


※自動車税には、廃止前の自動車取得税を含む。(自動車取得税は、令和元年9月30日で廃止されました。)

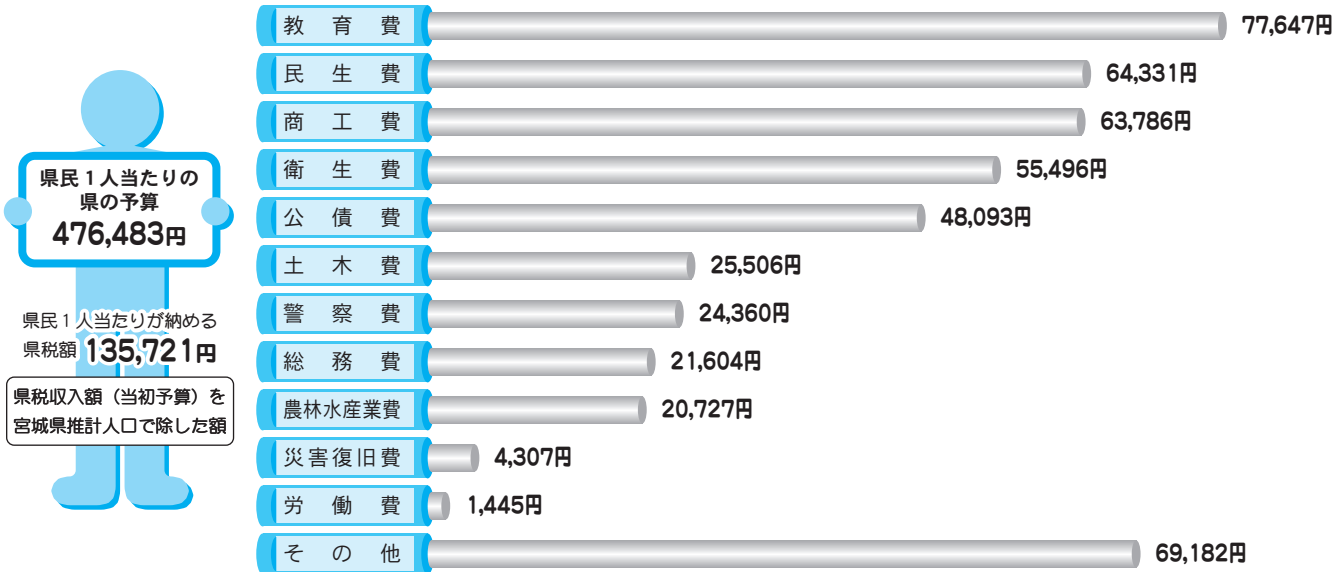
※令和3年度までは決算額
令和4年度は2月補正予算額
令和5年度は当初予算額

■ 宮城県の歳出（令和5年度当初予算額）（単位：億円）

※単位未満を四捨五入しているため、合計や割合が一致しない箇所があります。



■ 県民1人当りに使われるお金（令和5年4月1日現在 宮城県推計人口 226万4,941人）



教育費 幼稚園や学校の整備、文化財の保存整備、スポーツの振興などに使われます。

1人あたり **77,647円**

民生費 子どもやお年寄り、体の不自由な方が安定した社会生活をおくれるよう、様々な援助や福祉施設の建設などに使われます。

1人あたり **64,331円**

商工費 商工業、観光等の振興と中小企業の資金貸付けなどに使われます。

1人あたり **63,786円**

衛生費 環境対策や公害対策、地域医療対策、病気の予防や対策などに使われます。

1人あたり **55,496円**

公債費 学校や社会福祉施設などの公共施設を整備するために発行した県債を返済するために使われます。

1人あたり **48,093円**

土木費 道路、港湾、住宅、公園、下水道の建設や整備などに使われます。

1人あたり **25,506円**

警察費 個人の生命や財産を守り、社会秩序を維持するため、各種取締りや防犯対策、交通安全対策などに使われます。

1人あたり **24,360円**

総務費 税の賦課徴収など県の一般的な事務に使われます。

農林水産費 農業、林業及び水産業の振興と田畑や漁港の整備などに使われます。

災害復旧費 災害により被災した施設などを原状復旧するために使われます。

労働費 雇用対策などに使われます。

税金の役割と種類

▶ 税金とは？

税金とは、国や地方公共団体が一般経費または特定の経費を支出するために、国民や住民が負担しているお金のことです。

▶ 税金の役割

わたしたちが円滑な日常生活を送るためには、国や地方公共団体が分担する様々な公共サービスの提供などが必要となります。たとえば、国は外交や司法など国の存立に関わる仕事を、地方公共団体は教育、保健衛生、上下水道、産業、警察、消防などの福祉や生活環境に関する仕事を分担しています。

わたしたちは、これら公共サービスに必要な経費を「税金」という形で負担しています。つまり税金は「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものです。

▶ 税金の種類

① 国税と地方税

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。

地方税は、さらに県（都道府）税と市町村税に分かれます。

② 普通税と目的税

その税収の用途が限定されない「普通税」と、限定されている「目的税」に分かれます。

③ 直接税と間接税

納税者本人が直接に負担し納税する「直接税」と、負担する者と納税する者が異なる「間接税」に分かれます。

国 税

直 接 税

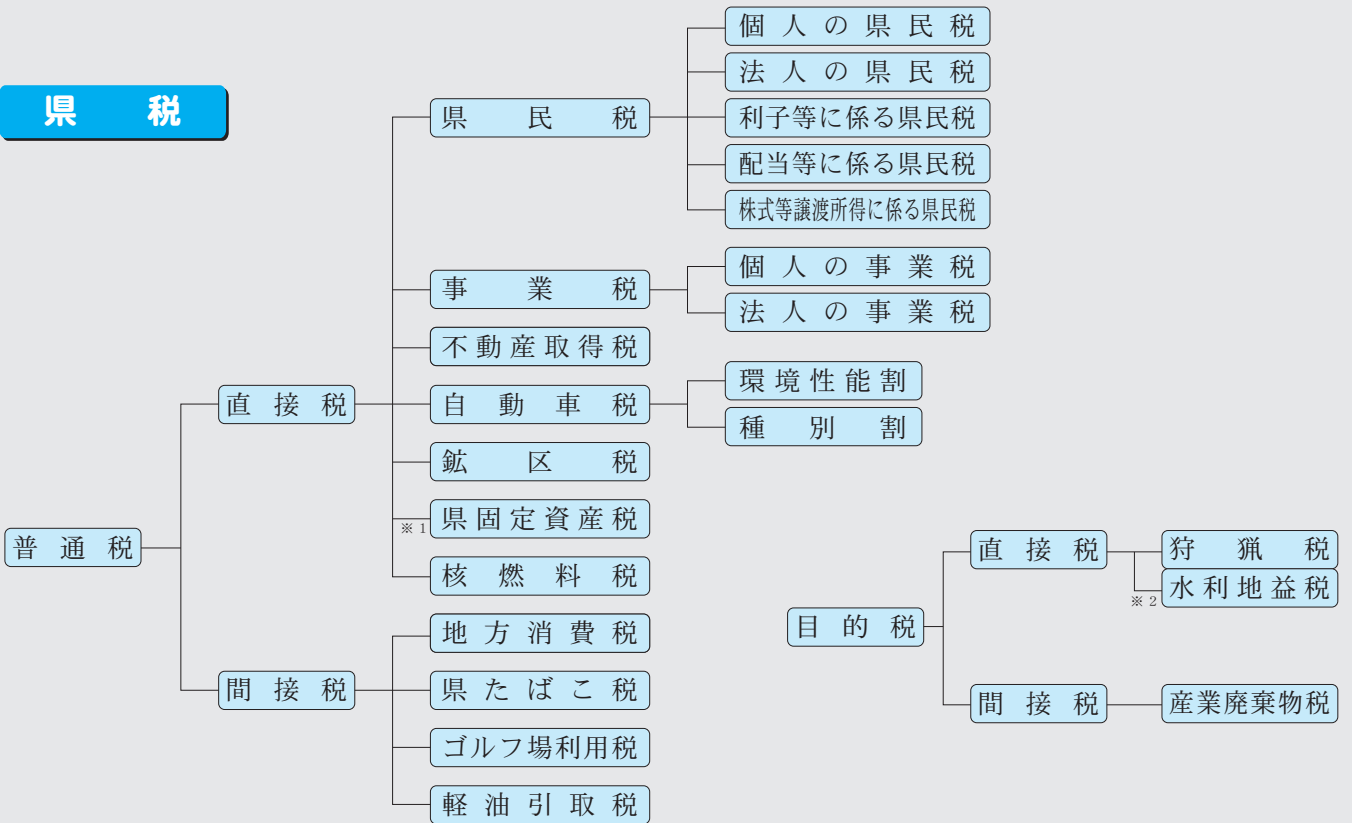
- 所得 税 個人の所得（利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。）にかかります。
- 復興特別所得 税 個人の方で、所得税を納める義務のある人にかかります。（平成25年から令和19年まで）
- 法 人 税 普通法人・協同組合などの法人の所得にかかります。宗教法人などの公益法人・人格のない社団や財団などは、収益事業から生じた所得にかかります。
- 地 方 法 人 税 法人税を納める義務のある法人にかかります。（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）
- 地 方 法 人 特 別 税 法人事業税（県税）に応じてかかります。（令和元年9月30日までに開始する事業年度の申告まで適用）
- 特 別 法 人 事 業 税 法人事業税（県税）に応じてかかります。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告から適用）
- 相 続 税 相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
- 贈 与 税 個人から贈与によって財産を取得した人にかかります。

間 接 税 等

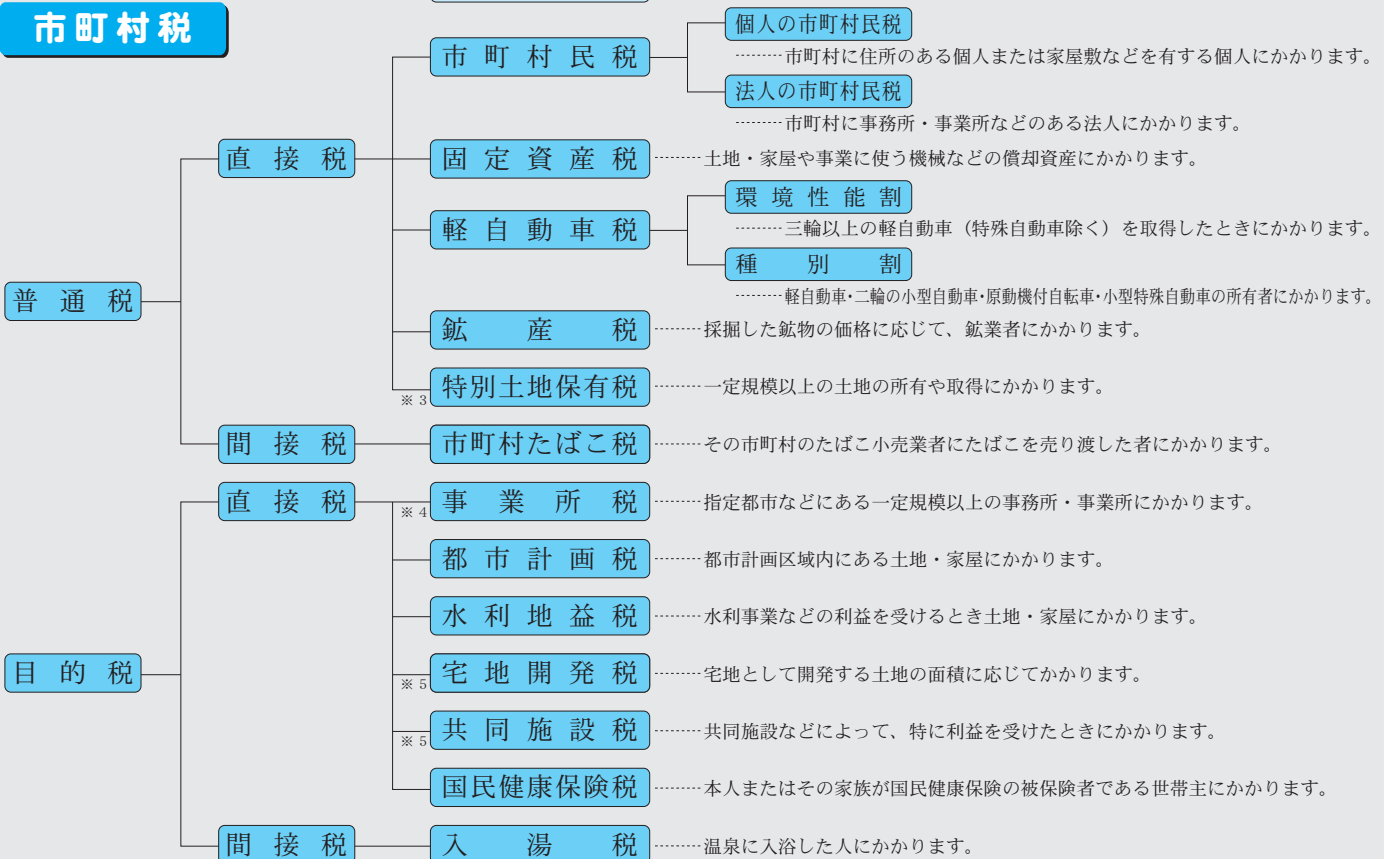
- 消 費 税 国内における資産の譲渡、貸付け及び役務の提供、特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等）、外国貨物の輸入にかかります。
- 酒 税 清酒・ビール・ウイスキーなどを製造場から移出したときにかかります。
- た ば こ 税 たばこを製造場から移出したときにかかります。
- た ば こ 特 別 税 たばこを製造場から移出したときにかかります。
- 揮 発 油 税 揮発油を製造場から移出したときにかかります。
- 地 方 揮 発 油 税 揮発油を製造場から移出したときにかかります。
- 石 油 ガ ス 税 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんしたときにかかります。
- 航 空 機 燃 料 税 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
- 石 油 石 炭 税 原油や石炭などを採取場から移出したときにかかります。
- 自 動 車 重 量 税 自動車の車検を受けるときなどに、自動車の種類と重量に応じてかかります。
- 関 税 外国から輸入した貨物にかかります。
- と ん 税 外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
- 特 別 と ん 税 とん税と同じですが、税率が異なります。
- 印 紙 税 契約書や受取書などを作成したときにかかります。
- 登 録 免 許 税 不動産・船舶・会社などの登記や登録をするとき、資格の許可や免許のときにかかります。
- 電 源 開 発 促 進 税 一般送配電事業者の販売電気の電力量に応じてかかります。
- 国 際 観 光 旅 客 税 国際船舶等により本邦から出国する旅客にかかります。（平成31年1月7日以降の出国）

地方税

県 税



市町村税



※1 県固定資産税は宮城県では現在該当ありません。
 ※2 水利地益税は宮城県では課税していません。
 ※3 特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間課税が停止されました。
 ※4 新增設に係る事業所税は平成15年3月31日をもって廃止されました。
 ※5 宅地開発税及び共同施設税は宮城県内の市町村では課税していません。

令和5年度の主な税制改正について

令和5年度税制改正に伴い、次のように地方税法等の改正が行われています。

■ 個人県民税（令和6年1月1日施行）

◎NISAの抜本的拡充・恒久化

- ・NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う。

■ 自動車税環境性能割（令和5年4月1日施行）

◎環境性能割の税率区分の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- ・2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分（燃費基準達成度）を3年間で段階的に引き上げる。次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度改正）とする。

◎グリーン化特例

- ・電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

◎燃費・排ガス不正行為への対応

- ・不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。